

第 166 回国会及び第 168 回国会における
最低賃金に係る主な質疑

第166回国会及び第168回国会における

最低賃金に係る主な質疑

○最低賃金制度の見直しについての基本的考え方

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1/29 松本剛明議員（民主） | 2/13 志位和夫議員（共産） |
| 2/23 増原義剛議員（自民） | 2/23 糸川正晃議員（国民） |
| 3/19 小林正夫議員（民主） | 5/24 糸川正晃議員（国民） |
| 6/20 古屋範子議員（公明） | 11/2 古屋範子議員（公明） |
| 11/7 福島豊議員（公明） | 11/20 吉川沙織議員（民主） |
| 11/20 坂本由紀子議員（自民） | 11/20 石井準一議員（自民） |
| 11/20 山本博司議員（公明） | 11/27 石井みどり議員（自民） |

○地域別最低賃金を時間額1,000円以上とすべき

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1/30 志位和夫議員（共産） | 3/20 福島みずほ議員（社民） |
| 5/22 小池晃議員（共産） | 5/24 笠井亮議員（共産） |
| 6/8 高橋千鶴子議員（共産） | 10/5 福島みずほ議員（社民） |

○全国一律最低賃金とすべき

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1/30 志位和夫議員（共産） | 5/22 小池晃議員（共産） |
| 11/20 小池晃議員（共産） | |

○全国最低800円を1つの目安にすべき

- 3/1 松本剛明議員（民主）

○ナショナルミニマムを法で定め、そこに地域別最低賃金を上乗せすべき

- 5/24 重野安正議員（社民）

○全国一律1,000円は理想論で中小企業を圧迫するのではないか。通常の賃金支払能力も考慮し、地域の経済力に見合ったものとすべき。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 3/19 白浜一良議員（公明） | 5/24 江田康幸議員（公明） |
| 6/1 新井悦二議員（自民） | 6/1 古屋範子議員（公明） |
| 6/20 石崎岳議員（自民） | |

○地域別最低賃金を労働者の平均的所得の5割を目標とすべき。

- 2/13 志位和夫議員（共産）

○生活保護との整合性を図るべき

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 3/12 前川清成議員（民主） | 3/19 白浜一良議員（公明） |
| 5/24 江田康幸議員（公明） | 6/1 新井悦二議員（自民） |

6 / 1 古屋範子議員 (公明) 6 / 6 細川律夫議員 (民主)
6 / 6 長妻昭議員 (民主) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 7 高橋千鶴子議員 (共産) 11 / 20 吉川沙織議員 (民主)
11 / 27 石井みどり議員 (自民) 11 / 27 山本博司議員 (公明)

○生活保護との整合性の考慮によりどの程度上がるのか

2 / 21 細川律夫議員 (民主) 5 / 9 岡崎トミ子議員 (民主)
5 / 22 小池晃議員 (共産) 5 / 24 園田康博議員 (民主)
6 / 6 細川律夫議員 (民主) 6 / 6 高橋千鶴子議員 (共産)
11 / 2 細川律夫議員 (民主) 11 / 20 石井準一議員 (自民)
11 / 20 山本博司議員 (公明) 11 / 27 津田弥太郎議員 (民主)
11 / 27 小池晃議員 (共産)

○減額の特例についての考え方

6 / 6 山井和則議員 (民主) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 20 谷博之議員 (民主) 11 / 20 坂本由紀子議員 (自民)

○産業別最低賃金の見直し

11 / 2 阿部知子議員 (社民) 11 / 7 高橋千鶴子議員 (共産)
11 / 20 石井準一議員 (自民) 11 / 27 川合孝典議員 (民主)

○最低賃金違反の罰則について

6 / 6 山井和則議員 (民主) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 7 高橋千鶴子議員 (共産) 11 / 20 石井準一議員 (自民)

○最低賃金制度の周知広報・履行確保について

6 / 13 木原誠二議員 (自民) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 7 川条志嘉議員 (自民) 11 / 7 阿部知子議員 (社民)
11 / 20 石井準一議員 (自民) 11 / 27 石井みどり議員 (自民)
11 / 27 川合孝典議員 (民主) 11 / 27 渡辺孝男議員 (公明)

○諸外国の最低賃金と比較して低いのではないか

2 / 23 糸川正晃議員 (国民) 6 / 1 古屋範子議員 (公明)

○最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすべき

5 / 24 園田康博議員 (民主) 11 / 2 細川律夫議員 (民主)
11 / 20 吉川沙織議員 (民主)

○中小企業対策とセットで最低賃金の抜本的引上げを図るべき

2 / 13 志位和夫議員 (共産)

○成長力底上げ戦略における引上げの考え方

6 / 20 石崎岳議員（自民） 11 / 27 津田弥太郎議員（民主）

○中小企業の生産性向上に向けた取組みの基本的考え方

6 / 20 古屋範子議員（公明） 11 / 20 坂本由紀子議員（自民）
11 / 20 石井準一議員（自民） 11 / 27 川合孝典議員（民主）

○中小企業への影響とは具体的に何か

6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

○地域の中小企業の労働者の賃金引上げにより地域経済への波及を図るべき

6 / 8 高橋千鶴子議員（共産）

○成長力底上げ戦略推進円卓会議と最低賃金審議会との関係について

2 / 21 細川律夫議員（民主） 6 / 6 園田康博議員（民主）
6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

○修正案について

11 / 7 田村憲久議員（自民） 11 / 20 小林正夫議員（民主）
11 / 20 渡辺孝男議員（公明） 11 / 20 小池晃議員（共産）

○討論

11 / 7 高橋千鶴子議員（共産） 11 / 7 阿部知子議員（社民）
11 / 27 小池晃議員（共産） 11 / 27 福島みずほ議員（社民）

○松本剛明

労働政策審議会等は、地域別最低賃金の決定基準として生活保護額の整合性を考慮すべきと提案をしております。民主党政権は、地域別最低賃金が生活保護水準を越えた金額となるよう、千円を目指して引き上げることを提案いたしますが、最低賃金制度の抜本的な見直しについて、安倍総理の見解を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金制度の見直しについてお尋ねがありましたが、

今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がゼローン・ティーン・ネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性を考慮することを明確にすることをしております。

また、不払いに係る罰金額の上限を大幅に引き上げるとともに、労働者が監督機関に対して申告した場合、不利益な取り扱いを行うことを罰則をもって禁止することとしており、これにより実効性が強化されるものと考えております。

なお、最低賃金額を御指摘のように単純に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○志位和夫君

三つ目は、最低賃金を抜本的に引き上げることです。

日本の地域ごとの最低賃金の平均は、時給にしてわずか六百七十三円、労働者の平均賃金のわずか三三%、主要国では最低の水準です。年収二百万円ラインに達するためには、年間約三千時間、過労死ラインを上回るような働き方をしなければなりません。

総理は、最低賃金のこの水準についてどう考えますか。憲法二十五条に明記された生存権の保障から見て余りに低い水準であり、抜本的な引き上げが必要だと考えませんか。

金労連も連合も、ナショナルセンターの違いを超えて、労働団体は、最低でも時給千円以上の賃金を要求していますが、我が党は、この要求を強く支持します。

ヨーロッパ諸国は、最低賃金を、当面、労働者の平均所得の五割に引き上げ、六割を目指すことを決め、アメリカでも、大幅に最低賃金を引き上げようとしています。この世界の動向に照らしても、最低賃金を労働者の平均所得の五割の水準まで引き上げることが目標で、当面、時給千円以上に引き上げることには合理的な根拠があると考えます。

日本共産党は、最低賃金を抜本的に引き上げ、世界の大多数の国々が既に実施しているように、全国一律の制度にすることを強く要求します。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金についてはお尋ねがありました。

今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にいたしております。

最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的である、このように考えております。

また、全国一律の制度とするについては、地域により物価水準等に差があり、生計費も異なることから、適当でないと考えます。

○福島みずほ君

社民党は、どこでどんな仕事をしていようと最低時給千円以上を保障するような法律制度を提言しています。しかし、この提言を實現しても、年々二千時間以上働いても年収二百万円です。少なくとも年収二百万円以下の人をなくしていかなくては今の社会を求められているのです。労働団体のほうから提言を裏行していかざるを得ないのですか。

○内閣総理大臣 (安倍晋三君)

最低賃金についてのお尋ねがありました。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がポーンポイントとして十分機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮するということを明確にしております。最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅引き上げることについては、中小企業を中心として労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的であると考えています。

○志位委員

第二の問題ですが、最低賃金の問題について伺いたい。

日本における貧困の広がり、子供の貧困の広がり、土台に、最低賃金が世界でも最低水準になっているという問題があります。日本の地域ごとの最低賃金は、時給にしてわずか平均六百七十三円です。これでは、仮に、年間三千時間、一日十二時間、過労死ラインを上回るような働き方をしても年収は二百万円程度で、二人世帯なら貧困ライン以下になってしまいます。

最低賃金とは、この賃金が働かせてもいいですよと、国がお墨つきを与える制度であり、その水準が貧困を避けるか過労死を避けるかという二者択一というのは、私は大変な問題だと思います。

私は、総理にこの最低賃金の問題についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

もう一枚見ていただきたいんですが、これは、労働者の平均的所得に対する最低賃金の比率の国際比較のグラフであります。ごらんになっていただければわかるように、ヨーロッパ諸国では既に四割を超え、五割を超えている国もあります。アメリカも最近最低賃金を大幅に引き上げる方針を決め、引き上げようとしています。そういう流れの中で、赤い棒が日本ですが、ひとり日本だけが取り残され、三三%という、最低賃金が世界でも最低水準の国になっております。

OECDなど世界で広く採用されている国際基準でいいますと、国民の平均的所得の五割以下が貧困世帯とされます。ヨーロッパ諸国は、最低賃金を当面労働者の平均的所得の五割に引き上げ、さらに六割を目指すべきことを決めています。それは、最低賃金で働いても貧困にならない社会が、目指すべき当たり前の社会だと考えられているからであります。

割を目標に引き上げると、時給が大体千円程度になります。時給千円というのは、全労連や連合などが労働団体やナショナルセンターの意見を越えて共通して要求している額ですが、我が党は、それには合理的根拠があると考えます。

これは総理に伺います。基本的考えです。最低賃金で働いても貧困にならない社会を目標にする、そのために、最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標とする。仮にこの水準がすぐに実現できなくても、考え方として五割を目標に掲げることは当然だと考えますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 最低賃金については、低廉な労働者の労働条件の下文えとして重要なものであると認識をしております。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、生活保護の水準とも整合性を図りながら考慮することを明確にすることとしております。

また、ただいま委員がおっしゃった、全国一律に千円にするということですが、これはやはり、現実面を見てみますと、中小企業を中心に、労働コスト増によって事業経営が圧迫された結果、かえって雇用が失われるというところになる可能性の方が高いのではないかと、非現実的ではないかと私は思います。そしてまた、全国一律ということは、これはやはり、地域によって物価の水準に差がありますし、また生計費も異なるというわけでございまして、適切ではないのではないかと考えております。

いずれにせよ、今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行い、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講じてまいりたいと考えています。

○志位委員 本格的に引き上げると中小企業の経営を圧迫するということをおっしゃいました。私は、最低賃金の抜本引き上げを中小企業の経営を応援する政治と同時に進行を進めるべきだと、この思

中小企業の経営の圧迫と言うのでしたら、今問題になっているのは、例えば大手親企業による単価の買いたたきなど、下請いじめを横行させている政治の責任が問われると私は思います。例えばあのトヨタの場合、部品関連メーカーが一次、二次、三次などの下請企業に対して、乾いたタオルを絞るとまで表現されるコストダウンを要求しています。ある部品メーカーの二次下請は、韓国価格と大きく表示された注文書が発注されたといえます。韓国並みの賃金でやれということですよ。アジア価格とか中国価格などの発注もされるというんですが、日本一の大もうけを上げている巨大自動車産業界が、下請に対して最低賃金を全く無視した賃金を前提にした単価を要求している。こうした下請いじめの無法をやめさせることが必要ではないか。

また、政府が進めてきた規制緩和万能論というのは、中小企業を本当に痛めつけています。大型店舗の出店が野放しになった結果、全国の地元の商店街が荒廃させられ、どこでもシャッター通りです。タクシー業界に規制緩和を押しつけられた結果、タクシー労働者の収入は激減し、多くは最低賃金ぎりぎりの生活を強いられています。平均賃金が地域の最低賃金を下回っていると推定された県が、宮崎、大分、高知、鳥根の四県あります。宮崎のタクシー労働者の時給、御存じでしょうか。時給換算わずか五百十八円です。地域最低賃金の六百六円よりもはるかに低い水準で労働を余儀なくされている。中小企業を痛めつけている規制緩和万能論を抜本的に見直すことが必要じゃないでしょうか。

私は総理に聞きたい。最低賃金の抜本引き上げを、今述べたような中小企業の営業を守る政策に本腰を入れて取り組むことと同時に進行を進めるべきじゃないでしょうか。そうすれば、最低賃金の引き上げは、労働者の収入をふやし、消費をふやし、地元の中小企業の売り上げ増につながり、そして日本経済を草の根から温めていく力にもなるでしょう。最低賃金の抜本引き上げと同時に進行で中小企業の営業を応援する政治に切りかえるべきだ、これは同時に進行でやるべきだと、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私たちがやるうとしてしていることは、まさに、最低賃金を四十年ぶりに改正することによって、中小企業を支援していく、中小企業の生産性を上げていく、あるいは地方の中小企業を支援していく、地方の中小企業において地場産業としていろいろな特性を生かしているのだから、それを応援していく、そういうことにおきまして、私どもはまさに、この最低賃金の改正と中小企業の支援を同時に行っていきたいと考えております。

○志位委員 同時に言われますけれども、抜本の引き上げはやらぬと言わなければならない。生活保護の水準に見合ったものにして、その程度にしか引き上げないと言わなければならない。私が言っているのは、五割の水準を目指すべきだ。そうしなかつたら、最低賃金で働いても貧困から抜け出せない社会なんです。それではいけないということを私は申し上げた。

なぜ抜本の引き上げと言っていることが言えないのか。もう一回答えてください。

○安倍内閣総理大臣 私どもはまさに四十年ぶりの改革を行います。しかし、その中で、中小企業の実態を見ながら、結果的に経営を圧迫して雇用が失われまいようにしなければならぬ。そこを私たちはやはり留意をしなければいけないんです。そして、全国一律であってはならない。東京と地方とではいわば物価も全然違うわけでありまして、かかる生活費も違う中において、そしてその中で地方がその地域の特性を生かして、強さを生かして頑張っているのであれば、その強さを奪ってはならない、私はこのように思います。

○志位委員 四十年ぶりの最低賃金制の改定だと言われました。最低賃金制度が創設されたのは一九五九年ですけれども、時の首相は岸信介首相でありました。

創設の際にもこれと同じような議論があったんですよ。すなわち、最低賃金制度をつくるよりも中小企業対策を先行させるべきだ、中小企業を圧迫するから最低賃金はふさわしくないという議論があったんですよ。それに対して当時の岸首相は、国会答弁でこう言っている。むしろ並行して進めるべきだ、この制度が施行されて、中小零細企業の劣悪な労働条件が改善され、能率も上がり、事業も安定し、過当の競争もなくなるということがむしろ中小企業対策としても効果があるし、それによって混乱を生ずることはないと考えておりますと述べております。私、立場は違いますが、見識ある発言だと思えます。引き継ぐと言っているのなら、そういう見識こそ引き継ぐべきではないか。

一律の制度は適さないと言いました。しかし、全国一律の制度をつくって、地域ごとに上乘せしただけなんです。私は、格差と貧困の度合い、これを土台から正していくためにも、最低賃金を抜本的に引き上げ、全国一律の制度にすることが本来に強く求められているというところを強く求めて、質問を終わりにいたします。

○細川委員 細かいことについては今後の法案審議のところで議論をしてみたいというふうに思います。

そこで、あとまた有期労働契約なんかについてもちよつとお聞きしたいと思つたんですが、時間がだんだん来ておりますから、最低賃金の問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

大臣は所信表明の中で、最低賃金制度がすべての労働者にとつての安全網として十分に機能するように、生活保護との整合性を考慮した地域別最低賃金制度の見直しなどを内容とする法案を提案するということに言っておられます。現在の最賃は地域によっては生活保護を下回っているところ、この問題が指摘をされてるところでございませう。私たちが民主党は、現在の目安制度を改めて、全国一律の最低賃金を決めることができるように法改正をして、一時間当たり全国平均千円を目指す、このように提案をしようとしていらっしゃると思つております。

そこで大臣にお聞きをしたいと思うんですが、国民が今一番知りたいというか、知りがたいことは、大臣が所信表明で述べられた最賃の制度を、生活保護との整合性があるように上げていく、こういうことを言われたんですが、では、実際に幾らに上がるのかというところが最も関心があるだろう。最近五年間で地域の賃金は四円から五円しか上がっていないわけではございませうから、地域の最賃だからわからぬというふうな、そういうふうにお答えをしながら、どの地域だつたらどうだろうという状態が変わるからどの程度上がるんだ、最賃はこの程度上がるんだと具体的にちよつと示していただけないか。そうでないともわからぬです。

○柳澤国務大臣 私が所信でも述べさせていたいただきましたように、最賃制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要なものであると認めておりまして、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応する中でも、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められていまして、このように考えております。

このため、今回急に提出する改正法案においては、地域別最低賃金について、今先生御指摘のようにならざるに生活保護との整合性を考慮することを明確にする、それからまた、不払いに係る罰金額の上限を引き上げることとしておりまして、そういうことによつて、最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能することと考えております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、公勞使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行っていただき、現下の雇用・経済情勢を踏まえて適切に引き上げ等の措置を講じてもらえるものと期待をしております。

○細川委員 今私は、多分そういうような御答弁になるのではないかとことを予想して、その先回りで私の方は質問をしたわけですが、どうですか、具体的な金額とかそういうようなことは、ここではちよつと言えないでしょうか。

○青木政府参考人 今大臣から御答弁がございまして、これは具体的な金額については地方、各都道府県ごとに設置されております地方の最低賃金審議会、これもまた公務使の三者構成になつておりますが、いわば労使の話し合いをするというところでございまして、賃金の決定については、それぞれの地域の実情に応じて労使の十分な話し合いのもとでその決定をする、こういうシステムになつていまして、具体的な金額については、その決定を踏まえて改定がなされることだと思つております。

○細川委員 だから、地方最賃審議会の中でこれまで一生懸命やつてこられたと思つては、それが一円二円の世界で、それではだめだ、もうそれが一円二円の世界で、それではだめだ、今までじゃならぬ、だつたらどういふふうにやつていけるらう上がるんですかと私は具体的に聞いていまして、それは答えられないんですか。

○青木政府参考人 今申し上げましたように、具体的な金額の決定につきましては、これはアメリカを除いて多くの国でそうなのでありますけれども、審議会方式あるいは協約方式というところで、労使が参画をして決定しているというところでございまして、したがって、そういう中において日本のシステムもそういうことになつていっているわけではございません。

法律としては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、生活保護との整合性に配慮する、考慮をするという規定を法律上の要請としてきちんとして明確にするというところで、それを踏まえて地方の最低賃金審議会が具体的な金額を決定していただくという仕組みになつております。

○細川委員 余り繰り返してもしょうがありませんが、きょう私は、最後にお聞きをいたしますけれども、これは内閣府の方からの説明があつたかと思つて、成長力底上げ戦略というのが今度できて、戦略構想チームというのができて、それで底上げをしていくということの中で最賃の問題も出てきているんです。成長力底上げ戦略、これを実施していくことにおいては円卓会議をつくるというふうに言っているんですけれども、その円卓会議と先ほど言つた地方最賃審議会、これとはどういう関係になるんですか。

○青木政府参考人 これは内閣府の方で御議論されているというふうに思つておりますけれども、この円卓会議については、これから具体的な中身、あり方を決めていくというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、これは賃金決定の話でございまして、やはり労使の理解、労使のコンセンサスが極めて大事だ、そういう認識のもとにやつたものが構想されているというふうに思つております。

○細川委員 もう時間が来ましたから最後になりませう。

だけれども、成長力底上げ戦略チームの中には、厚生労働省の事務次官も入つておられますよ。そういう整合性があつてそれをやつていくのかという僕の質問に対して、全然答えられないじゃないですか。もっとこういうことをきちつと、出してくる時には、それこそ整合性をつけやらないと、説明を受けたつてさっぱりわかりませぬよ。

○青木政府参考人 円卓会議の方は、いわば、生産性の向上をして賃金の引き上げを行つていくというスケジュールを構想しているというふうに思つております。具体的に最低賃金を上げるということについては、地方の最低賃金審議会が具体的な額を決めていただく。その前提として、生産性の向上でありますとか賃金の引き上げでありますとか、そういうことについての労使の大きな合意、コンセンサスをつくつていくことというのが円卓会議だということに思つております。

○細川委員 これで終わりますが、円卓会議、地6方にもつくるとです。ちゃんと書いてありますよ。それは円卓会議で最賃も決めていくというふうな書き方ですよ、この戦略チームは。全然違つてないですか。

時間もありませんからこれで終わりますけれども、これから皆さんの法案がいろいろ出てくると思つて、またそのときにいろいろと議論もさせていただきたいと思つてます。きょうは、ほかに質問を用意いたしました、準備もしていただきましたけれども、時間の関係で質問できませんでした。その点についてはおわびを申し上げまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○増原委員 総理、どうもありがとうございます。

それで、今総理が御指摘になりました。要は、負の部分と言っておかしくいんですが、勝ち組、負け組、競争すれば当然それは出てきます。しかし、その負け組、それが固定化してはいけないというところだと思っております。そういう意味で、先ほど総理も触れられましたけれども、法律改正を含めていろいろ議論をしている、その提案をしてきているということでもあります。

実は、きのう、おとといこの予算委員会の公聴会がありました、公述人の方々からいろいろお聞きをいたしました。

大阪の商工会議所の副会頭の方、約三百人の従業員を持っていらっしゃる中小企業の方なんです、その方がおっしゃったのは、正規雇用を採用したいんだけど、自分たちのような中小企業には来てくれないんだということも言われていました。したがって、派遣とかあるいは外国人労働者の方々に来てもらわないと事業が維持できないんだという御意見もありました。

また一方において、これはキヤノンの派遣職員の方で、東京ユニオンに入っている方もいます。正規職員と同じようにずっと仕事をしてくれているのに、全く団体交渉権もなければ給与の格差も格段に多い、将来が極めて不安である、何とかここを是正してもらえないだろうか、本当に切なるお声もお聞きしたようなわけであります。

そういうしたいいわゆる負の部分でありますけれども、確かに、マクロでは失業率は低下をしておりますけれども、個々のミクロで見ると、場合によっては、まだまだ多数の問題があるのではないかと、こういうふうにお聞きしております。

そういう意味で、最低賃金の改正を含めまして、これもやはり公述人の方なんです、今、最低賃金は六百七十三円でしたか、これを千円にすればおよそ二兆数千億円の賃金が雇用者の中に入るんだというのを、ある労働組合の方が産業連関表を回して試算をされておりました。

いろいろな試算の仕方はあるんだと思いますが、いずれにしても、ニート、フリーターというのは、厚労省の統計では約二百万人ですが、それとか、派遣とかそれから請負とか、偽装請負に至っては何をか言わんやというところがあるのでありますけれども、そういう方々を入れれば三百万とか、いろいろ統計によつてございます、誤差があるのでありますけれども、やはりそういう方々に、いろいろなニーズはあるんだと思うんですが、正規の職員になりたい、こらあたりをどのようか吸い上げていくかというのが大きいのではないかと、こういうふうに思っております。

特に、ニート、フリーターという方々は、社会のセーフティネットでありまして年金とかそういうものから漏れているわけですね。かつて、約三年前に、未納、未加入問題、未納三兄弟とかいって、聞いてみたら四兄弟というのもありましたけれども、いずれにしても、未納、未加入を現実につくっちゃうわけですね。月に五万円とか十万円で東京で暮らしているわけがない、そして、親のところからいろいろお世話になっておるわけですね。親が、これからは団塊の世代を中心としてリタイアしていくわけでありまして、そうすると、その基盤もなくなってくる。私は、非常に深刻な問題がそこにあるんだらうというふうに思います。

これに對しまして厚生労働大臣から御所見を伺いたいと思っております。

○柳澤國務大臣

最後に、最低賃金制度のお話がありました。最低賃金制度が、現在六百七十三円ということ、いろいろなところで取りまされたさ、千円にしたら一遍に雇用者所得がふえるんじゃないかというふうなお話の引用もあつて申されたんですが、私どもとしては、基本的に、これまでの枠組み、つまり、地域、地域でもつて、公務使入つた三者構成の最低賃金審議会というところでそれぞれの地域の生活の実情に合った最低賃金を決めていくということを尊重してまいら、このように考えているんですが、この二、三の問題があつて、それだとしても、そもそも生活保護のレベルとどうなっているんだ、生活保護のレベルをどうするんだ、最低賃金というのはいくらにしようか、最低賃金とどうなっているんだ、この御議論がありましたので、これとの整合性はしっかりとっていく。

それから、最低賃金を守らない人たちに對するいはばペナルティー、罰則、これもやや形式的なものでありますので、これらについてははつきり引き上げて、この最低賃金を遵守することについての遵守の精神というものをもうひとつと刺激し、現実には、その違反に對してはしっかりと遵守を担保するような制度を置いていきたい、このように考えているところでございます。

